

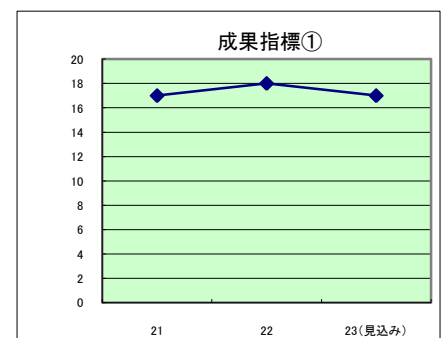
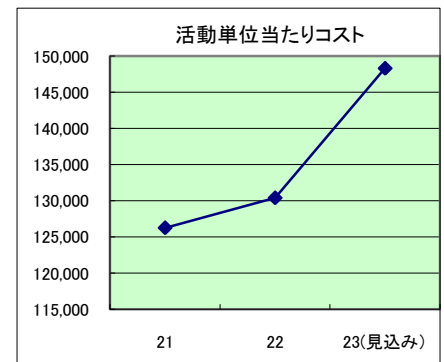
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保福支36

事務事業名		障害者自立支援給付事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費	
	施策(節)	4	障害者福祉	項	1	社会福祉費	
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実	目	2	社会福祉事業費	
	関連する計画等	羽曳野市障害福祉計画		事業	1	障害者自立支援	
作成部署				保健福祉部福祉支援課			
連絡先				072 - 958 - 1111 内線 1213			
事業の目的	対象(誰を・何を)						
	障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児)						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	障害者(児)の自立支援と社会参加の促進を図る。						
	障害者自立支援法に基づく居宅介護支援や短期入所サービスなどの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練等給付などの障害福祉サービスを実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。						
	※障害者総合福祉施策が見直されるまでの間における障害者等の地域生活を支援するための関係法律により、今後も事業費の拡大と充実、障害者福祉施策全体の見直しも必要となる。						
根拠法令等		障害者自立支援法、羽曳野市障害者自立支援法施行細則					
事業開始時期		☐ 昭和 18 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 終了年度 平成 年度 ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化		平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付として実施している。※平成22年度から低所得者に係る低所得対策として法改正がなされた。					
市民や議会の要望							
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		952,388	1,068,932	1,324,015	
人件費【2】 (千円)		12,450	11,592	10,944	
職員数	正規職員	1.66 人	1.61 人	1.52 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	51.18 時間	18.35 時間	60.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		964,838	1,080,524	1,334,959	
財源内訳	国費 (千円)	464,467	533,965	662,007	
	府費 (千円)	237,234	266,983	331,003	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	263,137	279,576	341,949	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 延利用者数		人	7,642	8,286	9,000
② 延利用量		時間・日	130,163	145,644	150,000
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)			126,255 円	130,404 円	148,329 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)			8,113 円	9,152 円	11,315 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	一人当たり利用量	時間・日	障害者一人当たりのサービス利用状況	目標	17	18	達成率(%)	17
		(式) 延利用量÷延利用者数			実績	17	18	100.0%	
	②	延利用者数	人	障害福祉サービス等が充足した延障害者数	目標	7,642	9,000	達成率(%)	9,000
		(式)			実績	7,642	8,286	92.1%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	法令上義務付けられた事業である。
	○										

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い 市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない 社会情勢の変化に対応している 他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない 国・府の事業と重複していない 事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい 緊急性が認められる	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒	支給決定の際には、障害者自立支援法の規定並びに厚生労働省からの通達等に即して対象者等のニーズを総合的に勘案しながら適切に支給決定しており妥当である。
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など) 受益者負担の割合は適当である 人員を削減する余地がない 事業費を削減する余地がない 簡略化できる方法や手段がない 市の他事業と重複していない 民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	1ケース1個人ファイル制を導入しており、障害福祉システムのデータベースでの管理とともに、ケース記録、申請台帳、支給決定状況などを紙ベースでの管理にて個人情報情報を徹底的に管理しており、むしろ人員不足に陥っている。
	有効性	上位の施策(目的)が明確である 上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である 成果を向上させる余地がない 市民の視点にたってサービスが提供されている	☒ ☒ ☐ ☒	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☒ ☐	障害者の自立と社会参加の促進を図る事業である。
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している 事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている 事業の実施について積極的に市民の意見を反映している 事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	☒ ☒ ☒ ☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である 成果指標の実績値は目標値以上である 成果指標は前年度より向上している	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	平成22年度からの低所得者の自己負担無料化により、さらなる事業者数の増が見込まれ、一人当たりの利用状況も増加傾向にある。

担当部局評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	障害者自立支援法の規定により実施する事業であり、事業縮小・廃止等はできない。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 障害者自立支援法の規定に基づき実施する。なお、平成22年4月から低所得者の自己負担無料化や障害者総合福祉施策が見直されるまでの間における障害者等の地域生活を支援するための関係法律に基づき、今後も事業費の拡大と障害者福祉施策全体の見直しが望まれる。また、そのための人員増を図る必要もある。

行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善 ☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	